

国官参建第26号
令和8年6月30日

建設業者団体の長 へ

(公共事業労務費調査連絡協議会事務局)
国土交通省大臣官房参事官(建設人材・資材)
(公 印 省 略)

公共事業労務費調査(令和8年10月調査)の実施について

農林水産省及び国土交通省が実施する公共事業労務費調査につきましては、毎回ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本調査は、公共工事設計労務単価を決定するため、関係各位のご協力のもと、例年、10月に施工中の公共工事を対象として厳正に実施されております。また、令和5年度からより効率的な調査とするべく、調査票等の提出・管理・審査をシステム上で行うオンライン調査を本格運用しているところです。なお、今年度もオンライン調査と書面調査の双方を基本とし、調査対象企業が希望する場合には対面調査も可能とする形式といたします。

詳細については、各公共工事労務費調査地方連絡協議会事務局より、調査対象となった工事の受注者に対し通知し、労務費調査対象企業向け説明会を開催いたします。

貴団体におかれましては、従前より回答数の少ない職種の単価設定や、有資格者に見合った単価設定につながるよう調査の精度、透明性の向上に配慮し、別添の事項についてご理解とご協力をお願いいたします。加えて、貴団体の各会員に対しても周知方よろしくお願いいたします。

公共事業労務費調査（令和8年10月調査）における重要事項

1. 今年度調査の調査方法について

今年度も、調査票等の提出・管理・審査をシステム上で行うオンライン調査を実施します。なお、昨年度の調査実施状況を踏まえ、オンライン調査と書面調査の双方を基本とし、調査対象企業が希望する場合には対面調査も可能とする形式といたします。

2. 労務費調査対象企業向け説明会の開催

改正建設業法の全面施行後初めての調査に当たり、調査対象企業の方々が、調査の趣旨・内容を正しく理解していただくことを目的に、各公共工事労務費調査地方連絡協議会事務局より、労務費調査対象企業向け説明会（以下「説明会」という。）を9月中旬から10月中旬の期間において開催いたします。なお、開催に際して以下の点に留意願います。

- ・調査の対象となった工事の元請企業におかれましては、説明会の開催及び日程について、労務費調査の調査対象となる下請企業への早期連絡をお願いいたします。
- ・説明会は下請企業も対象であるため、下請企業についても出席していただくようお願いいたします。また、元請企業は下請企業への連絡をお願いいたします。
- ・説明会資料（オンライン調査に係る資料を含む）を、9月中を目途にウェブサイトに掲載しますので、元請企業は下請企業に対して情報共有をお願いいたします。また、各企業においては事前に資料を確認し、調査の趣旨・内容等を確認の上、説明会に出席いただくようお願いいたします。

3. 棄却率の改善

令和7年度公共事業労務費調査では、約2割の標本が棄却されているため、調査対象となった元請及び下請企業（一人親方含む。）は、次の書類を審査で提示できるよう整理をお願いします。

- ① 所定労働時間が法定の週40時間以内であることを確認できる書類（就業規則等）
- ② 調査票への記入事項の根拠となる書類（賃金台帳及び出勤簿等）
- ③ いわゆる一人親方の場合、賃金と経費の分離を確認できる資料

【参考】主な棄却理由（令和7年度公共事業労務費調査結果）

- | | |
|---------------------------------|-----------------|
| ・所定労働時間が法定の週40時間以内であることの確認ができない | ・・・約8千人(8%) |
| ・調査票への記入事項の根拠となる資料（賃金台帳等）がない | ・・・約6千人(6%) |
| ・一人親方の調査票等の記入事項の根拠となる諸資料の提出がない | ・・・約0.3千人(0.3%) |

4. 賃金水準の正確な把握の徹底

本調査では原則として、現場で働く技能労働者全てが調査対象となります。そのため、いわゆる一人親方として働く方々についても、必ず調査票を作成のうえ、必要資料を準備するよう、あらためて周知徹底をお願いします。また、賃金台帳に記載されてい

ない退職金等、不定期の賃金についても遺漏のないよう正確に記入いただくよう周知徹底をお願いします。さらに、技能労働者の資格に応じた処遇の実態把握のため、資格証又は資格者証等の提出や、資格手当及び補足調査における資格の取得状況の記入を確実に実施いただくよう周知徹底をお願いします。

5. 調査対象となる労働者について

調査対象労働者は以下のとおりです。

- ① 10月の調査対象期間中に調査対象工事に従事した労働者（下請企業が雇用した労働者も含みます。）のうち、調査対象職種（51職種）に該当する労働者（10月の賃金を調査します。）
- ② 10月の調査対象期間中に調査対象工事に従事せず、9月の調査対象期間中に調査対象工事に従事し、かつ表「職種一覧」のうち、*印の38職種に該当する労働者（9月の賃金を調査します。）

※ 38職種についてはサンプル数が少ないため、9月も調査対象期間としています。

－ 調査対象労働者と調査対象月 －

調査対象工事に従事した期間の別	調査対象労働者	調査対象月
	51職種に該当する労働者 51職種に該当する労働者 <u>38職種</u> に該当する労働者	10月 ※従来から実施 10月 ※従来から実施 9月 ※H22年度から実施

－ 職種一覧 －

番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名
01	特殊作業員	18	* さく岩工	35	* 左官
02	普通作業員	19	* トンネル特殊工	36	配管工
03	軽作業員	20	* トンネル作業員	37	* はつり工
04	* 造園工	21	* トンネル世話役	38	* 防水工
05	* 法面工	22	* 橋りょう特殊工	39	* 板金工
06	とび工	23	* 橋りょう塗装工	40	* タイル工
07	* 石工	24	* 橋りょう世話役	41	* サッシ工
08	* ブロック工	25	土木一般世話役	42	* 屋根ふき工
09	電工	26	* 高級船員	43	* 内装工
10	鉄筋工	27	* 普通船員	44	* ガラス工
11	* 鉄骨工	28	* 潜水士	45	* 建具工
12	* 塗装工	29	* 潜水連絡員	46	* ダクト工
13	* 溶接工	30	* 潜水送気員	47	* 保温工
14	運転手（特殊）	31	* 山林砂防工	48	* 建築ブロック工
15	運転手（一般）	32	* 軌道工	49	* 設備機械工
16	* 潜かん工	33	型わく工	50	交通誘導警備員A
17	* 潜かん世話役	34	* 大工	51	交通誘導警備員B

※ *は38職種を示す

※見習・手元等の労働者については、原則として調査対象外となります。各職種の作業の補助的業務を主に実施した場合には、技能の程度、作業内容に応じて「普通作業員」「軽作業員」「トンネル作業員」に分類してください。

※老齢厚生年金（在職老齢年金）及び高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続給付金、高年齢再就職給付金）の受給に伴い、時給、日給又は月給を減額し、日当たり賃金を調整している労働者についても調査対象外とします。ただし、上記の老齢厚生年金等の受給に伴い、労働時間数又は労働日数を減らすことで賃金月額を調整し、日当たり賃金を調整していない労働者については、従来どおり調査対象になることに留意願います。

6. 標本の適切な分類について

本調査では、一部の職種を除き、「相当程度の技能」等を有する建設労働者を対象としていますので、調査対象となった元請及び下請企業は、個々の労働者の技能等を十分に確認し、職種の分類を行っていただいております。「相当程度の技能」を有しない「作業員」を「世話役」、「一般技能労働者」相当として扱うことで、「世話役」、「一般技能労働者」相当の職種の単価が下がることが懸念され、また、「作業員」についても、「普通作業員」と「軽作業員」を正確に区別することで、各職種の賃金支払い実態を反映させた単価設定を行うことが必要です。そのため、資格の有無や審査での聞き取りを通じて、従来にも増して職種の区分を厳格に確認しますので、ご協力をお願いします。

【参考】技能、免許等が必要と定義されている職種

(1) 「相当程度の技能」が必要と定義されている職種

特殊作業員、造園工、法面工、とび工、石工、ブロック工、電工、鉄筋工、鉄骨工、塗装工、溶接工、運転手（特殊）、潜かん工、さく岩工、トンネル特殊工、橋りょう特殊工、橋りょう塗装工、山林砂防工、軌道工、型わく工、大工、左官、配管工、はつり工、防水工、板金工、タイル工、サッシ工、屋根ふき工、内装工、ガラス工、建具工、ダクト工、保温工、建築ブロック工、設備機械工

(2) 「相当程度の技術」が必要と定義されている職種

潜かん世話役、トンネル世話役、橋りょう世話役、土木一般世話役

(3) 「免許等」が必要と定義されている職種

電工、運転手（特殊）、運転手（一般）、潜水土、交通誘導警備員 A

(4) 「普通の技能」が必要と定義されている職種

普通作業員、トンネル作業員

7. 公共事業労務費調査の協力義務について

公共事業労務費調査の対象工事となった場合、発注者と元請企業との契約事項に調査の協力義務を負う旨を記載しておりますので協力をお願いします。

元請企業との契約事項には、下請契約を締結する場合に、一次下請企業のみでなく、二次以降の下請企業も調査の協力義務を負う旨を定めることとしています。元請企業は、一次下請企業との契約事項に「一次下請企業が調査の協力義務を負う旨」、「二次下請以降の下請企業も調査の協力義務を負う旨を定める旨」を記載してください。

公共事業労務費調査の対象企業となった方々への留意事項

1. 調査対象企業の方々が、調査の趣旨・内容を正しく理解し、かつ必要な書類を確実に作成して下さるよう、以下の点に留意願います。

(調査の目的)

本調査は、公共工事の工事費の積算に使用する「公共工事設計労務単価」の設定の基礎資料を得るための調査です。

(調査方法について)

- ・今年度も、調査票等の提出・管理・審査をシステム上で行うオンライン調査を実施します。なお、昨年度の調査実施状況を踏まえ、今年度もオンライン調査と書面調査の双方を基本とし、調査対象企業が希望する場合には対面調査も可能とする形式といたします。

(元請企業から下請企業への連絡・周知について)

- ・調査対象工事の元請企業は調査対象となる下請企業への早期連絡をお願いいたします。また、オンライン調査の対象工事の元請企業についてもその旨を下請企業に早期に連絡いただくよう、お願いいたします。
- ・元請企業は下請企業に対して「調査の手引き」の配布又はインターネットを通じた「調査の手引き」の入手方法の周知をお願いいたします。

(調査票等の作成・提出について)

- ・個人情報保護法が施行されており、調査対象工事の発注機関についても個人情報の取り扱いには留意しますが、調査対象者についても適切な対応をお願いいたします。
- ・以下の内容が満たされていない場合に、棄却されるおそれがあるため、調査対象者は、提出する資料について、あらかじめ以下の点についてご確認をお願いいたします。
 - ア 就業規則等に定める所定労働時間は、法定の週 40 時間以内となっているか。
 - イ 調査票への記入事項の根拠となる資料があるか。

(労務費調査対象企業向け説明会について)

改正建設業法の全面施行後初めての調査に当たり、調査対象企業の方々が、調査の趣旨・内容を正しく理解していただくことを目的に、各公共工事労務費調査地方連絡協議会事務局より、労務費調査対象企業向け説明会（以下、説明会という。）を9月中旬から10月中旬の期間において開催いたします。なお、開催に際して以下の点に留意願います。

- ・調査対象工事の元請企業においては、説明会の開催ならびに日程について、調査対象となる下請企業への早期連絡をお願いいたします。
- ・説明会には下請企業についても出席していただくようお願いいたします。また、元請企業は下請企業への連絡をお願いいたします。
- ・説明資料（オンライン調査に係る資料を含む）を、9月中を目途にウェブサイトに掲載しますので、元請企業は下請企業に対して情報共有をお願いいたします。また、各企業においては事前に資料を確認し、調査の趣旨・内容等を確認の上、調査対象企業向け説明会に出席いただくようお願いいたします。

2. 調査結果が正確に実態を反映したものとなるよう、調査対象者個々の作業内容及び調査票記入金額の根拠（賃金の決定方法等）についてヒアリングさせていただきますので、調査対象者は調査員に対して正確に実態を伝えていただくようご協力をお願いいたします。

(参考)

過去国会において、虚偽の賃金台帳作成の指示等について指摘がなされ、事実関係を調査の上、こうした不誠実な行為を行った業者に対し行政指導（勧告）、処分（指名停止）を実施した経緯があります。